

芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度 手引き

令和6年（2024年）11月

芦 屋 市

目 次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について	1
2	宣誓することができる方	1
3	宣誓の流れ	
(1)	宣誓書受領証交付日の予約	3
(2)	事前審査に必要な書類の提出	3
(3)	書類の提出先	4
(4)	宣誓書受領証の交付（窓口交付の場合）	4
(5)	宣誓書受領証の交付（郵送交付の場合）	5
4	受領証の再交付を希望するとき	6
5	宣誓内容を変更したとき	6
6	受領証を返還するとき	7
7	パートナーシップ宣誓制度の取組に係る自治体間連携について	7
8	連携自治体間での転出入の手続き	
(1)	連携自治体からの転入手続き	8
(2)	宣誓書受領証の交付	8
(3)	連携自治体への転出手続き	8
9	Q & A	9
10	提出先・問い合わせ先	10

1 パートナースhip・ファミリーシッp 宣誓制度について

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した方々及び子又は親に対して、宣誓に基づき市が宣誓書受領証の交付を行なうものです。

法的な効力を有するものではありませんが、すべての市民が自分らしく生き、多様な生き方を認め合うまちづくりを進めていきます。

2 宣誓することができる方

●パートナーシッpの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 互いに人生のパートナーまたは家族として尊重し日常の生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) 双方が宣誓の当日に成年であること。
- (3) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシッpの関係にある者がいないこと。
- (6) 双方が民法に規定する婚姻をすることができない関係でないこと。(次ページの図参照)

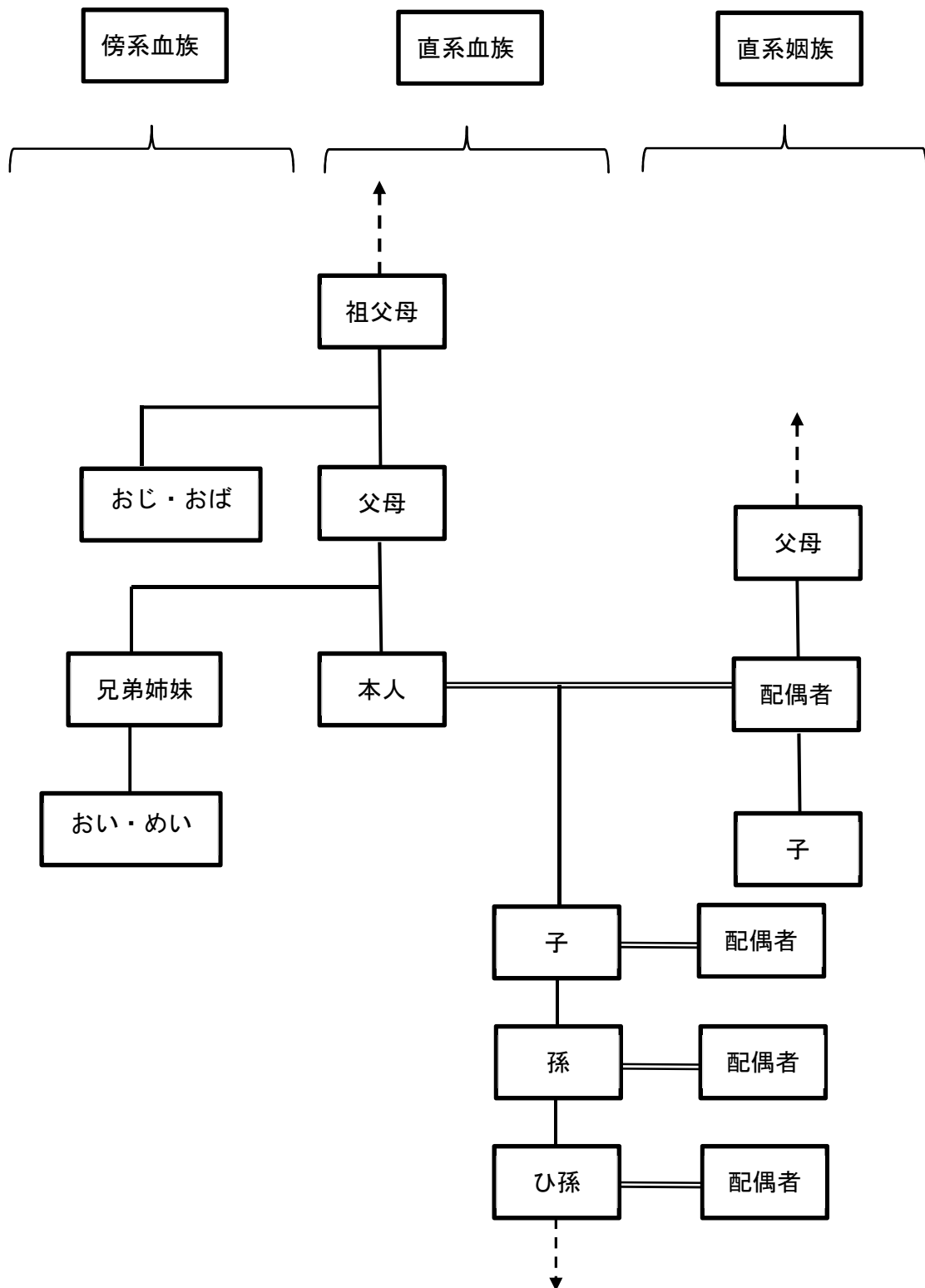
ア 直系血族（祖父母、父母、子、孫等）

イ 三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）

ウ 直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等）

※ただし、パートナーシッpに基づく養子縁組により近親者となった者は宣誓できます。

パートナーシップ宣誓をすることができない者（近親者）



●ファミリーシップの宣誓をするには、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) パートナーシップ関係にある者の子又は親であること。
- (2) 15歳以上の子又は親が宣誓する場合は、本人が宣誓に同意する必要があります。

3 宣誓の流れ

宣誓から宣誓書受領証の交付までの主な流れは次のとおりです。

(1) 宣誓書受領証交付日の予約

宣誓を希望される方は、事前に電話、メール等で宣誓書受領証の交付日時を予約してください。

必要書類の取得には、時間を要する場合があります。また、事前審査は1週間程度かかりますので、余裕を持った日にちで予約してください。他の人の予約状況等により希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

担当：市民生活部市民室人権・男女共生課

電話：0797-38-2055 E-mail：jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

(2) 事前審査に必要な書類の提出

宣誓書受領証交付日の待ち時間を最小限にするため、事前審査を行います。

審査に必要な書類を人権・男女共生課へご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、1週間程度かかります。書類に不備があればさらに時間がかかりますので、宣誓書受領証交付日にご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。審査が終了次第ご連絡します。

事前審査には下記の書類が必要です。

【事前審査に必要な書類】

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 表面の日付欄には、宣誓書受領証交付日（宣誓日）を記入します。

※ 市ホームページでダウンロード、もしくは窓口でお渡しします。

② 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

- ・ 1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
- ・ 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

- ・ 芦屋市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類をご提示ください。郵送の場合は、転入することがわかる書類の写しを同封してください。（例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書）

③ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（3か月以内に発行されたもの）

- ・ 1人1通ずつ必要です。
- ・ 独身であること及び宣誓をする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書（戸籍抄本）では、審査できませんので、ご注意ください。
また、子又は親を含めて宣誓をする場合には、親子関係の確認をします。
- ・ 全部事項証明書（戸籍謄本）は、本籍地の市区町村でないと発行できません。本籍地が遠方の方は郵送で取り寄せることもできますので、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
- ・ 外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

④ 本人確認書類の写し（提示により確認できる場合を除く）

⑤ 郵便切手（郵送交付を希望する場合のみ）

- ・ 通常料金＋簡易書留分の切手が必要です。料金は、交付日の予約時にお知らせいたします。

※ケースに応じて別途書類の提出を求める場合があります。

(3) 書類の提出先

〒659-0064

芦屋市精道町8番20号 芦屋市役所分庁舎1階

芦屋市市民生活部市民室 人権・男女共生課

電 話：0797-38-2055

FAX：0797-38-2175

E-mail：jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

(4) 宣誓書受領証の交付（窓口交付の場合）

予約した宣誓書受領証の交付日時にお二人そろってお越しいただき、宣誓書受領証にお名前をご記入ください。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。

(5) 宣誓書受領証の交付（郵送交付の場合）

予約した宣誓書受領証の交付日以降、パートナーのどちらかの住所あてに簡易書留にてお送りします。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（見本）



パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施
要綱の規定に基づき宣誓をされたことを証します。

____ 様 ____ 様

宣誓日 年 月 日
交付日 年 月 日

芦屋市長 ○ ○ ○ ○

公印

（表面①）



パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施
要綱の規定に基づき宣誓をされたことを証します。

____ 様 ____ 様

宣誓日 年 月 日
交付日 年 月 日

芦屋市長 ○ ○ ○ ○

公印

（表面②）

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、芦屋市として、お二人が互いに人生のパートナー又は家族として日常の生活において相互に継続的に協力し合うことを宣誓されたことを証し自分らしく生きられることを期待するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。

子又は親の氏名

特記事項

（裏面）

【交付できる日時】

月～金曜日の午前9時から午後5時（年末年始を除く）

【交付時に必要な書類】

本人確認書類（代筆者の本人確認書類も必要です。）

- ・ 本人の顔写真が貼付されたものの場合は1点をご提示ください。
個人番号カード（通知書は不可）・旅券・運転免許証など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等
- ・ 上記の書類がない場合はアから2点、またはアから1点とイから1点をご提示ください。
ア 保険証、年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等
イ 写真付きの学生証、法人の発行した本人が確認できる書類等

4 受領証の再交付を希望するとき

宣誓書受領証を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）をご提出ください。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）を再交付します。

受領証の裏面特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

5 宣誓内容を変更したとき

宣誓書に記載した住所、氏名などに変更があった場合、子又は親の氏名を追加、削除したい場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第4号）を提出してください。変更後の内容でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を再発行します。

受領証の裏面特記事項欄に変更内容を記入します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

6 受領証を返還するとき

次に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）とともに宣誓書受領証を返還してください。

- ・ 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ・ 宣誓要件に該当しなくなったとき

7 パートナーシップ宣誓制度の取組 に係る自治体間連携について

連携している自治体から転出入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが簡素化されます。

連携自治体一覧はこちら



8 連携自治体間での転出入の手続き

(1) 連携自治体からの転入手続き

宣誓書受領証交付日の待ち時間を最小限にするため、事前審査を行います。審査に必要な書類を人権・男女共生課へご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、1週間程度かかります。宣誓書受領証交付日にご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。審査が終了次第ご連絡します。

【事前審査に必要な書類】

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第6号）

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 本申告書に基づき氏名、通称名、生年月日について、転出元自治体へ通知することに同意が必要です。同意されない場合は手続きできません。

② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領証等」（2人分）

③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

- ・ 1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
- ・ 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

※ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は必要ありません。

※ 連携していない自治体から転入する場合等は、3ページの「3 宣誓の流れ」の手続きになります。

(2) 宣誓書受領証の交付

あらたに芦屋市の宣誓書受領証を交付します。

(3) 連携自治体への転出手続き

連携している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、芦屋市で交付した「宣誓書受領証」を本市に返還する必要はありません。転出先の自治体で手続きを行ってください。

9 Q & A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A1 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 2 プライバシーは守られますか？

A 2 手続きの際は、個室での対応も可能です。
提出書類や記載内容等の個人情報 は 固く守られます。

Q 3 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 3 宣誓書の提出や宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。(ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が、郵送交付を希望する場合は切手(通常料金+簡易書留分)が必要です。)

Q 4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか？

A 4 双方の戸籍上の性別、性的指向、ジェンダー・アイデンティティを問わず、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ができます。

Q 5 芦屋市民でないと宣誓できませんか？

A 5 一方又は双方が芦屋市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。

転入予定で宣誓する場合は、芦屋市に転入することがわかるもの(転出証明書等)をご提示ください。

Q 6 通称名を使用できますか？

A 6 使用できます。性別違和の人が使用している自認する性別にあった名や外国籍の方が使用している日本名が該当します。

ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前を記入します。

Q 7 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A 7 すぐにお渡しできます。ただし、受領証を交付する日(宣誓日)の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q 8 受領証にはどのような使い道がありますか？

A 8 市のサービスでは、市営住宅の入居申込、災害見舞金の支給、犯罪被害者等への遺族支援金の支給及び日常生活の支援(家事援助費用、家賃、転居費用等の助成)、空き家活用支援事業があります。

兵庫県のサービスについては、ホームページでご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/partnership00.html>



民間サービスでは、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの適用などへの活用が想定されます。

10 問い合わせ先

〒659-0064

芦屋市精道町8番20号 芦屋市役所分庁舎1階
市民生活部市民室 人権・男女共生課

TEL : 0797-38-2055

FAX : 0797-38-2175

E-mail : jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp